

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年12月分）

見出し	0512-18 耕作放棄地の管理
ご意見	農地が不耕地放置状態で、枯草の堆積による火災などが心配
回答	農地は、所有者において適正に管理することとされております。市といたしましては、周辺の農地所有者の方にも、自発的かつ積極的な適正管理をしていただきたいところではありますが、個別の事案に対する市の介入は困難でありますのでご了承願います。農業委員会としましては、ホームページなどを活用し、遊休農地の解消や不耕作地の適正な管理の周知、促進について引き続き努めてまいります。
担当課	農業委員会 電話：0194-52-2159